

起 案 書

決裁 区分	市長・副市長	保 存 限 年 度	1・3・5・10・ 永年			文書番号	第	号
	部長・ 課長		起 案 年 度	平成 27 年度			分類記号	
情報公開	全部開示・一部不開示・全部不開示・時限不開示 不開示理由：条例第 号該当				起 案	平成 27年 11月 6日		
	個人情報	有 ・ 無				決 裁	平成 27年 11月 6日	
					施 行	平成 27年 12月 9日		
あて名 合同会社霧島龍馬ソーラーパーク 代表社員 蘇慶					起 案 者	課 名 牧園総合支所 地域振興課		
発信者 霧島市長 前田終止						氏 名 主査 坂元宏彰 坂元		
					内 線 5417 番			
市長	副市長	副市長			公印承認	施行方法		
					郵送・使送・()			
起 案 課	(部長) 支 所 長	課 長	課長補佐等	グループ長	関 係 者			
		前田		蘇慶	和岩	猪俣		
合 議 先								
件 名 市有財産払下げ（用途廃止及び機能付替）申請事前申出書について								
先方文書の発送日付文書番号(対 年 月 日付 号)								
上記の事について 次の とおり 回 答						してよろしいか伺います。		
別紙の						します。		
1、【財産の所在等】 霧島市牧園町宿窪田字戸崎3681番47 畑 122㎡								
2、【払下げ単価】 地目：畑 XXXXXXXXXX 円/㎡								

牧地第193号

平成27年12月9日

合同会社 霧島龍馬ソーラーパーク

代表社員 蘇 慶 様

霧島市長 前田終止



市有財産払下げ（用途廃止及び機能付替）申請事前申出書について

平成27年4月24日付けの標記の件については、下記の条件を付して回答します。

記

1. 財産の所在等

① 霧島市牧園町宿窪田字戸崎3681番47 畑 122㎡

2. 条件









特になし。

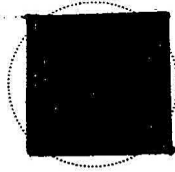
3. 払下げ単価

■■■■円 / ㎡

※上記払下げ条件、単価で了解される場合は払下げ本申請の手続きを行うこと。

起 案 書

決裁 区分	市長・副市長	保存 年限	1・3・5・10・ 永年		文書番号	第	号
	部長 ・課長		起案 年度	平成 28 年度		分類記号	
情報公開	全部開示・一部不開示・全部不開示・時限不開示 不開示理由：条例第 号該当				起案	平成 28年	6月 7日
	個人情報	有 ・ 無			決裁	平成 28年	6月 9日
					施行	平成	年 月 日
あて名 合同会社 霧島龍馬ソーラーパーク 代表社員 蘇慶					起 案 者	課名 牧園総合支所 地域振興課	
発信者 霧島市長 前田終止						氏名 宮脇 徹舟 	
					内線 5417 番		
市長	副市長	副市長			公印承認	施行方法	
						郵送・使送・()	
起 案 課	(部長) 支所長	課長	課長補佐等	グループ長	関係者		
							
合 議 先							
件名 市有財産(土地)売買契約について							
先方文書の発送日付文書番号(対 年 月 日付 号)							
次の としてよろしいか伺います。 上記の事について とおり 締結 します。 別紙の します。							
1、【買受人】 合同会社霧島龍馬ソーラーパーク 代表社員 蘇慶 住所：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目10番24号							
2、【売買物件】 ①霧島市牧園町宿窪田字戸崎 3-8-1 番47 原野 122㎡ 3681							
3、【売買価格】 XXXXXXXXXX 円 (122㎡× XXXX 円)							
※土地の単価決定は、平成27年11月5日開催第3回霧島市土地取得処分委員会にて 決定しております。							



土地売買契約書

売出人 霧島市長 前田 終止 (以下「甲」という。)と 買受人 合同会社 霧島龍馬ソーラーパーク 代表社員 蘇慶 (以下「乙」という。)との間において、下記条項により土地売買契約を締結する。

記

(売買物件)

第 1 条 甲は、その所有する末尾記載の土地(以下「この土地」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

(売買代金)

第 2 条 この土地の売買代金(以下「代金」という。)は、金 円とする。

(代金の納入)

第 3 条 乙は、前条の代金を甲が発行する納入通知書により、平成28年8月31日までに甲の指定金融機関に納入しなければならない。

(土地の引渡し)

第 4 条 甲は、乙が代金を完納したときは、直ちに乙にこの土地を引き渡すものとする。

(所有権の移転及び登記)

第 5 条 この土地の所有権は、乙が代金を完納したときに乙に移転するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権移転登記を請求するものとする。この場合に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第 6 条 甲は、この土地に隠れた瑕疵があっても、その責を負わないものとする。

(契約の解除)

第 7 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何ら催告することなくこの契約を解除することができる。

(費用の負担)

第 8 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 9 条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとし、協議が整わないときは甲の解釈により定めるものとする。